

令和 7・8 年度 入札参加資格審査申請

随時受付 記載要領（測量・建設コンサルタント等）

下野市が行なう一般競争（指名競争）入札に参加を希望する方は、下記事項に注意して栃木県電子申請システムから申請してください。

1. 入札参加資格審査申請の対象者

次のいずれかに該当する者については、入札参加する資格はありません。

- ア. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
- イ. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する事実があったと認められる者でその事実があった後 2 年を経過していない者
- ウ. 市税・法人税・申告所得税及び消費税・地方消費税に未納のある者
- エ. 当該申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽に記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- オ. 営業に関し、法律上必要となる資格を有しない者
- カ. 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- キ. 入札参加資格を希望する業務について、2 年以上従事している実績がない者

2. 申請方法

栃木県電子申請システムから申請（電子申請以外は不可）

※「入札参加資格審査 定期申請の手引き」等を確認して申請してください。

※下野市指定様式は市ホームページよりダウンロードできます

アドレス <https://www.city.shimotsuke.lg.jp/>

3. その他

- (1) 入札参加資格審査申請は栃木県との共同受付になります。
日程等は栃木県の HP で確認してください。
- (2) 電子申請のほか、「共通書類」「市町別提出書類」の提出が必要です。
- (3) 草刈・側溝清掃等については、役務で申請してください。
- (4) 下野市電子入札利用者登録番号決定通知書により利用者登録番号を受けていない者は、競争入札における指名選定の対象となりません。

問い合わせ・申請先

〒329-0492 栃木県下野市笹原 26 番地

下野市役所 総務部 契約検査課

TEL 0285-32-8890 FAX 0285-32-8607

提出書類一覧表 （測量・建設コンサルタント等）

No	書 類 の 名 称	備 考
1	測量・建設コンサルタント等 下野市チェックリスト	申請者が自己チェックをしていただき、必ず提出してください。
2	共通書類の入札参加資格申請書 (PDF) の写し	共通書類と同様に PDF を印刷して提出してください。
3	申請業種確認書（下野市様式）	申請できる業種は、 5業種以内 です。
4	代表者身分証明書 (個人の場合のみ)	身分証明書（本籍地の市区町村窓口で発行する証明書）を提出してください。 (発行日から3ヶ月以内のもの、写し可)
5	下野市全税目の納税証明書	下野市内に本店及び営業所等のある場合は、 本市 税務課で発行する全税目の納税証明書も提出 してください。 なお、 納付すべき税額がない場合も必要 です。 (発行日から3ヶ月以内のもの、写し可)
6	委任状（市町提出用）	年間委任状は、入札及び契約締結等について、年間を通じて受任者を置いている場合に提出してください。 ※代表取締役が支店長を兼務している場合等、同一人物への委任は認められません。代表者とは別に代理人を設置してください。
7	誓約書（暴力団排除、独占禁止法違反行為）（下野市様式）	暴力団の排除に関すること及び談合等、独占禁止法違反行為をしないことを予め誓約していただくものであり、 すべての方にご提出 いただきます。 代表者名により、提出してください。
8	下野市内支店・営業所設置状況調書 (下野市様式) (準市内業者の認定を受ける場合のみ)	下野市内に支店・営業所を設置 して、入札及び契約締結等について、年間を通じて委任する場合に提出してください。
9	下野市内支店・営業所配置職員調書 (下野市様式) (準市内業者の認定を受ける場合のみ)	下野市内に支店・営業所を設置 して、入札及び契約締結等について、年間を通じて委任する場合に提出してください。

申請書の記載要領（測量・建設コンサルタント等）

2. 共通書類の入札参加資格申請書（PDF）の写し

共通書類の提出時と同様に、PDF を印刷して提出してください。

3. 申請業種確認書（下野市様式）

【入札参加を希望する業務委託の種別等】

- (1) 「入札参加希望業種」については、「コード」、「業種名」を【業種コード表】から選び記入し、「登録番号」、「許可年月日」については登録証明書より転記してください。

※営業に関し、法律上必要とする資格のない業種を希望することはできません。

- (2) 入札に参加を希望できる業種は、5業種までとします。

4. 代表者身分証明書

個人の場合は身分証明書（本籍地の市区町村窓口で発行する証明書）を提出してください。

※発行日から3カ月以内のもの、写し可。

5. 下野市全税目の納税証明書

- (1) すべて直前1カ年の完納証明を提出してください。
- (2) 下野市内に本店及び営業所等がある場合には、本市税務課で発行する全税目の納税証明書を提出してください。
- (3) 納付すべき税額がない場合も提出が必要です。

※発行日から3ヶ月以内のもの、写し可。

6. 委任状（市町提出用）

- (1) 委任状は、入札及び契約の締結についての権限を、有効期間内において委任する場合に提出してください。
- (2) 様式は栃木県または下野市ホームページより委任状（市町提出用）から作成してください。
- (3) 代表者の住所、氏名を記載し代表者印を押印してください
- (4) 受任者に関することをすべて記入し必ず受任者印に押印してください。
- (5) 代表取締役が支店長を兼務している場合等、同一人物への委任は認められません。代表者とは別に代理人を設置してください。

7. 誓約書（暴力団排除、独占禁止法違反行為）（下野市様式）

この様式は、暴力団の排除に関すること及び談合等の独占禁止法違反行為を行わないことを予め誓約していただくもので、全ての方にご提出いただきます。

委任先を設けた場合でも、代表者名を記名・押印したうえで提出してください。

8. 下野市内支店・営業所設置状況調書（下野市様式）

下野市内に支店・営業所を設置して、入札及び契約締結等について、年間を通じて委任する場合かつ準市内業者の認定を受けることを希望する場合のみ提出してください。

準市内業者の認定要件

- 1) 法律に基づく営業の許可を有すること

【例：建設工事・建設業法（昭和24年法律第100号）】

- 2) 支店又は営業所等が登記されていること

- 3) 事務所としての形態を整えていること

※ 下野市内に支店・営業所を設置しない場合には、提出する必要はありません。

9. 下野市内支店・営業所配置職員調書（下野市様式）

下野市内に支店・営業所を設置して、入札及び契約締結等について、年間を通じて委任する場合かつ準市内業者の認定を受けることを希望する場合のみ提出してください。

その他

・電子入札について

下野市では、測量・建設コンサルタント等業務委託の入札は電子入札で実施しています。初めて電子入札を利用する際は、「下野市電子入札利用者登録番号請求書」（市ホームページからダウンロード可）を提出する必要があります。詳しくは本市ホームページ内の「電子入札」のページをご参照ください。